

長崎市政策評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の政策評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施策 市の基本政策を達成するための個々の方策をいう。
- (2) 事務事業 施策を実現するための手段として実施する個々の具体的な行政活動をいう。
- (3) 施策評価 施策の達成度の総合的な評価を行い、施策の方向性を導くとともに、施策を構成する事務事業の最適化を図ることをいう。
- (4) 事務事業評価 事務事業について、その目的妥当性、有効性、効率性その他必要な観点により総合的に行う評価をいう。
- (5) 政策評価 施策評価及び事務事業評価をいう。

(政策評価の対象)

第3条 政策評価は、本市の総合計画に掲げる施策及び事務事業を対象とする。

(評価の時点)

第4条 施策評価は事後の評価とし、事務事業評価は事前及び事後（事業の途中のものを含む。以下同じ。）の評価とする。ただし、事務事業評価の事後の評価は、施策評価に併せて実施するものとする。

(政策評価の実施)

第5条 施策評価は、施策主管課長（各基本施策を主管し、施策評価を実施する責任者をいう。）が施策関係課長（施策の目的達成に必要な事務を所掌する所属の長をいう。）及び事業担当課長（施策を構成する事務事業を実施している所属の長をいう。）による施策評価検討課長会議を経て行う一次評価及び施策評価会議（一次評価の検証を多角的な視点から行うために設置した別表第1に掲げる職にある者により構成する会議をいう。）が行う二次評価とする。

2 事務事業評価は、所属長が行う一次評価及び事務事業評価会議（一次評価の検証を多角的な視点から行うために設置した別表第2に掲げる職にある者により構成する会議をいう。）が行う二次評価とする。

(第三者機関)

第6条 政策評価の客観性及び信頼性を確保するため、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1に規定する長崎市総合計画審議会の意

見を聴くものとする。

(評価結果の公表)

第7条 政策評価の結果は、毎年度、ホームページ、広報紙等により市民に公表するものとする。

(評価結果の活用)

第8条 政策評価の結果は、当該施策及び事務事業に適切に反映し、予算編成、総合計画の進行管理等に活用するものとする。

(政策評価制度の改善)

第9条 政策評価の制度は、その効果的・効率的な運用を図るため、継続的な改善に努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、政策評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(長崎市政策評価委員会要綱の廃止)

2 長崎市政策評価委員会要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

別表第1(第5条関係)

企画財政部長
総務部長
情報政策推進室長
企画財政部都市経営室長
企画財政部長崎創生推進室長
企画財政部財政課長
総務部総務課長
総務部行政体制整備室長
環境部環境政策課長
土木部土木企画課長
まちづくり部都市計画課長

別表第2(第5条関係)

情報政策推進室長
企画財政部都市経営室長
企画財政部長崎創生推進室長
企画財政部財政課長
総務部総務課長
総務部行政体制整備室長
環境部環境政策課長
土木部土木企画課長
まちづくり部都市計画課長